

第5章 八千代市の障害者を取りまく現状

第5章 八千代市の障害者を取りまく現状

第1節 障害のある人の状況

1. 身体障害者

本市における身体障害者(児)の数(身体障害者手帳所持者数)は、平成22年4月1日現在で4,486人、このうち18歳以上が4,380人、18歳未満が106人となっています。

平成17年度から22年度までの推移をみると、身体障害者は毎年増加しています。総人口に対する割合をみてみると、平成22年4月1日現在の市の総人口192,570人に対し、約2.3%となっています。しかし、身体障害児の人数は近年、大きな変化はみられません。

表1 身体障害者手帳所持者の推移 (単位：人、各年度4月1日現在)

区分 \ 年度	17	18	19	20	21	22
身体障害者数	3,692	3,922	3,949	4,050	4,122	4,380
身体障害児数	81	86	96	102	104	106
合計	3,773	4,008	4,045	4,152	4,226	4,486

障害等級別では、重度の「1級」の方が、例年最も多くなっています。また、「1級」～「4級」の方は人口増に伴い増加していますが、軽度の「5級」・「6級」の方は大きな変化はみられません。

表2 身体障害者手帳所持者の等級別推移 (単位：人、各年度4月1日現在)

等級 \ 年度	17	18	19	20	21	22
1級	1,240	1,379	1,325	1,378	1,396	1,498
2級	669	676	668	666	680	710
3級	632	651	689	712	729	779
4級	827	883	928	960	980	1,060
5級	216	223	232	231	225	216
6級	189	196	203	205	216	223

障害の種類別では、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」となっています。

表3 身体障害者手帳所持者の種類別推移 (単位：人、各年度4月1日現在)

区分 \ 年度	17	18	19	20	21	22
視覚障害	280	274	280	292	293	314
聴覚・平衡機能障害	231	245	264	268	281	283
音声・言語・ そしゃく機能障害	35	39	43	45	40	51
肢体不自由	2,104	2,265	2,236	2,259	2,294	2,439
内部障害	1,123	1,185	1,222	1,288	1,318	1,399

2. 知的障害者

知的障害者(児)の数(療育手帳所持者数)は、平成 22 年 4 月 1 日現在で 817 人となっており、このうち 18 歳以上は 503 人、18 歳未満は 314 人となっています。

総人口に対する割合では、平成 22 年 4 月 1 日現在の市の総人口 192,570 人に対し、約 0.4%を占めています。

平成 17 年度から 22 年度までの推移をみると、知的障害者(児)は増加しています。

表 4 療育手帳所持者の推移 (単位：人、各年度 4 月 1 日現在)

区分 \ 年度	17	18	19	20	21	22
知的障害者	379	389	415	442	473	503
知的障害児	207	232	265	263	293	314
合 計	586	621	680	705	766	817

障害の程度別では、平成 17 年度から 22 年度までの傾向としては「重度」が最も多くなっています。

表 5 療育手帳所持者の程度別推移 (単位：人、各年度 4 月 1 日現在)

程度 \ 年度	17	18	19	20	21	22
重 度	230	249	262	297	320	339
中 度	173	185	201	192	196	208
軽 度	183	187	217	216	250	270

3. 精神障害者等

平成22年3月31日現在、本市における精神障害者保健福祉手帳所持者数は647人です。手帳の等級別では、「2級」が最も多くなっています。平成17年から22年までの推移をみると、毎年増加しています。

表6 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移 (単位：人、各年3月31日現在)

等級	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
1級	97	103	117	114	129	128
2級	205	236	275	301	337	375
3級	67	91	110	118	148	144
合計	369	430	502	533	614	647

精神保健分野においては、平成18年度の自立支援法施行に伴い、それまでの「通院医療費公費負担制度」から「自立支援医療（精神通院）」へ制度が移行しました。

利用者は、平成17年の「通院医療費公費負担制度」の頃と比較し、平成22年3月31日現在では約3割増加しています。

表7 自立支援医療（精神通院医療）受給者数 (単位：人、各年3月31日現在)

区分	平成17年※	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
自立支援医療制度利用者数	1,270	1,472	1,415	1,403	1,503	1,635

※ 平成17年は通院医療費公費負担制度。

4. 発達障害者

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成22年12月10日一部施行されました。これに伴い、障害者自立支援法が一部改正され、発達障害者が障害者の定義に含まれる事が明確化されました。

※ 発達障害者とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害があつて、その発達障害を有するために、日常生活または社会生活に制限を受ける人を言います。

5. 難病者

本市の難病者の数は、県が実施している「特定疾患治療研究事業」および「小児慢性特定疾患治療研究事業」の受給者数でみると、平成22年3月31日現在、それぞれ952人、152人で、合計1,104人となっています。

表8 難病者数の推移（単位：人、各年3月31日現在）資料提供：習志野健康福祉センター

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
特定疾患 医療受給者数	701	737	796	836	893	952
小児慢性特定疾患 医療受給者数※	1,638	159	183	157	184	152
合 計	2,339	896	979	993	1,077	1,104

※ 小児慢性特定疾患医療受給者数については平成17年4月に制度改正がありました。

6. 高次脳機能障害者等について

国が定めてきた身体障害者や知的障害者、精神障害者、発達障害者の定義にあてはまらない障害を抱えている人もいます。

高次脳機能障害者等においては、社会参加や安定した在宅生活をいかに行えるかが課題であり、そのためには一人ひとりにあった支援が不可欠です。

第2節 八千代市におけるおもな障害者施策・事業の進捗状況について

ここでは「八千代市第2次障害者計画」の期間中に、市の各部署が取り組んだ障害者施策を紹介します。

1. 障害者自立支援法への対応

障害者に関する施策は、平成15年4月「支援費制度」がスタートし、それまでの措置制度から大きく転換しました。しかし、支援費制度の導入によってサービス利用者が急増し、国と地方自治体の費用負担だけではサービス利用に対する財源確保が困難になりました。また、それまでのサービス提供に関しては、身体障害、知的障害、精神障害という障害種別ごとに縦割りで整備が進んだことから「格差」が生じ、事業体系がわかりにくくなっていました。精神障害者は支援費制度にすら入っていない状況があり改善が必要と指摘されていました。そうした制度上の問題を解決するため、平成18年4月より「障害者自立支援法」が施行され、新たな福祉サービスがスタートしました。

■ 障害者自立支援法のポイント

①障害者施策を一元化

身体障害、知的障害、精神障害という障害に関係なく、共通の仕組みによって共通のサービスが利用できるようになりました。

②利用者の利便性向上

サービス体系を見直して利用者がわかりやすく使いやすいものになりました。33種類に分かれていた施設体系が再編されています。

③就労支援の強化

働きたいと考えている障害のある人に対して就労の場を確保する支援の強化が、進められています。

④支給決定のプロセスを明確化

全国共通のルールに従って、支援の必要度を判定する尺度（「障害程度区分」）を導入し、支給決定のプロセスを明確にしました。

⑤安定的な財源を確保

国の費用負担の責任を強化し（費用の2分の1を負担）、同時に、サービス費用をみんなで支えあう仕組み（利用者は原則として費用の1割負担）になりました。

障害者自立支援法で実施しているサービスには、以下のようなものがあります。

◇訪問系サービス

○居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○重度訪問介護

重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護や、外出時における移動支援などを総合的に行います。

○行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

○重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

◇日中活動系サービス

○児童デイサービス

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

○短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

○生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または、生産活動の機会を提供します。

○自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために、必要な訓練を行います。

○就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

○就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）

一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

◇居住系サービス

○施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）

施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

◇地域生活支援事業

障害者自立支援法下では、上記の「指定障害福祉サービス」のほかに、市が地域の実情に応じて、必要と思われる事業に柔軟に取り組むことのできる「地域生活支援事業」があります。八千代市では、主なものとして以下のサービスを実施しています。

○移動支援

屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出のための支援を行う事により、地域での自立生活及び社会参加を促します。

○地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅲ型）

創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

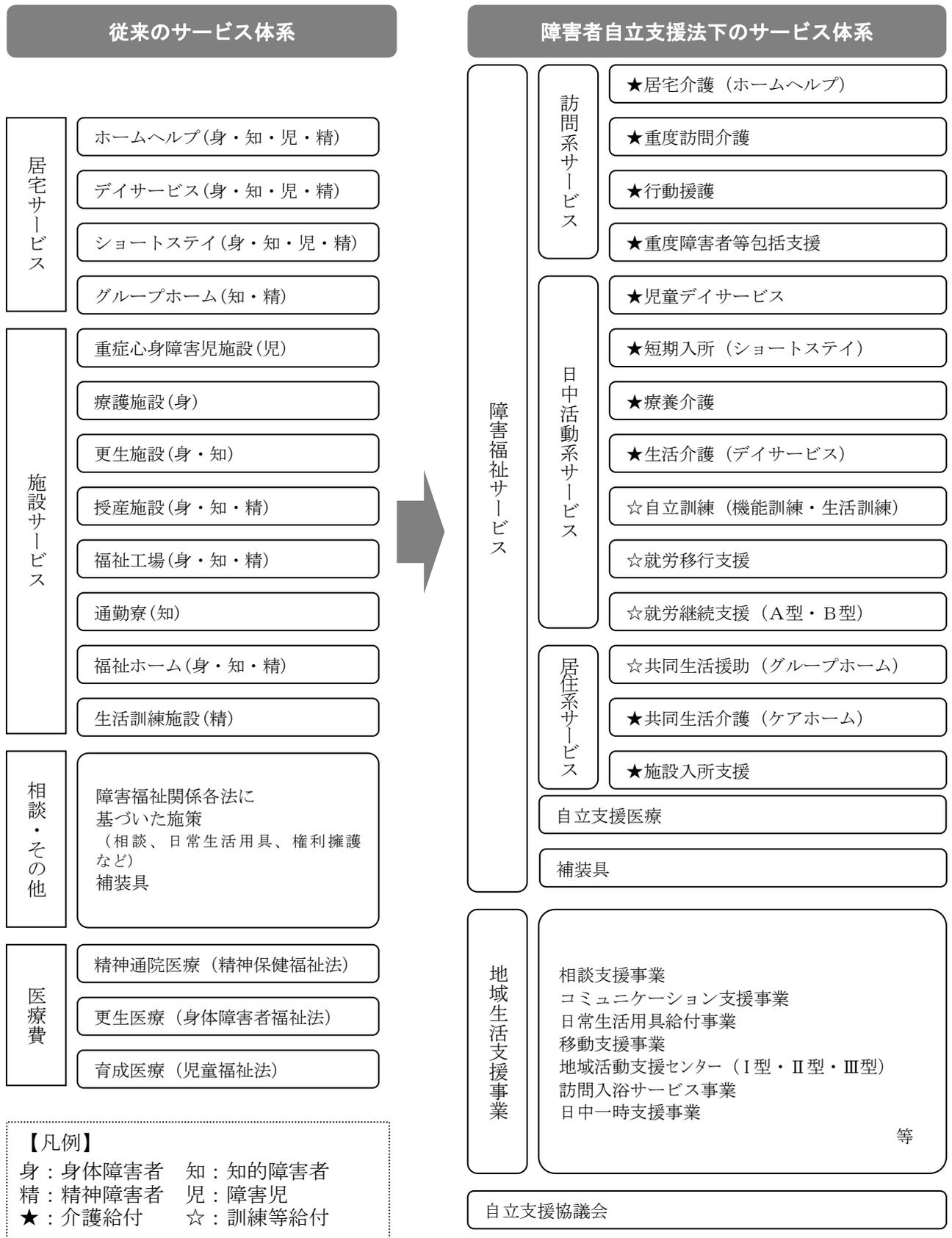
○日中一時支援

障害者等の日中における生活の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息や放課後ケアを目的に、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設において、障害者等に活動の場を提供し、見守り訓練等の支援を行います。

○訪問入浴サービス

自宅において入浴が困難な重度の障害者の方に、移動入浴車で訪問し、特殊浴槽で入浴サービスを行います。

図1 障害者自立支援法のサービス体系



●障害福祉サービスの利用状況

表9 障害福祉サービスの利用状況 (単位：件、平成22年4月1日現在)

種別	区分	身体障害者	知的障害者	精神障害者
訪問系サービス	居宅介護	48	2	28
	重度訪問介護	31	0	0
	行動援護	2	1	0
	重度障害者包括支援	0	0	0
	小計	81	3	28
入所・居住系サービス	施設入所支援	16	18	0
	療護施設	3	0	0
	入所更生施設[旧法]	0	50	0
	入所授産施設[旧法]	0	5	0
	療養介護	2	0	0
	通勤寮	0	0	0
	グループホーム	0	7	1
	ケアホーム	0	18	4
	生活ホーム	0	2	0
	職親	0	2	0
	福祉ホーム	0	0	0
小計	21	102	5	
日中活動サービス	生活介護	17 (14)	81 (20)	1
	通所更生施設[旧法]	0	6 (3)	0
	通所授産施設[旧法]	0	4	0
	就労移行支援	2	12 (2)	0
	就労継続支援	17	21	15 (1)
	自立訓練	2 (2)	5	0
	地域活動支援センター	0	3	134
	福祉作業所	0	55	0
小計	38 (16)	187 (25)	16 (1)	
合計		140 (16)	292 (25)	49 (1)

※ () 内は、日中活動サービスと入所系サービスの併用利用者数。

※ [旧法]については、平成23年度までの移行措置による、障害者自立支援法に基づくサービスに移行していない実施サービスを意味します。

●補装具費の支給

補装具費の支給とは、身体機能を補完または代替し、かつ長期間にわたり使用するもの（義肢・装具・車いすなど）を購入する費用を公費で支給する制度です。

表 10 補装具の支給件数 （単位：件）

区分 \ 年度	17	18※	19	20	21
交 付	1,461	769	98	148	116
修 理	35	32	61	101	87

※ 平成 18 年から障害者自立支援法の施行に伴い、補装具の支給内容が変更になりました。

●地域生活支援事業の利用状況

表 11 数（単位：件）

区分 \ 年度	19	20	21
移動支援	105	93	94
日中一時支援	84	124	150
訪問入浴	10	9	10

◇日常生活用具費の支給

日常生活用具費の支給とは、障害のある人が日常生活の便宜を図るために用具を購入する費用を公費で支給する制度です。

表 12 日常生活用具の支給件数 （単位：件）

区分 \ 年度	17	18※	19	20	21
支 給	19	810	1,959	2,242	2,442

※ 平成 18 年から障害者自立支援法の施行に伴い、日常生活用具の支給内容が変更になりました。

2. 事業の進捗状況

●重度心身障害者福祉手当

20歳以上の身体障害者手帳1級から4級、療育手帳㊤1からB1の方に手当を支給しています。(身体障害者手帳1級から3級及び療育手帳㊤1からB1は2,500円、身体障害者手帳4級の方は1,500円を支給しています。)

表13 支給明細

年度	区分	支給人数合計	内訳		支給総額
			支給人数(2,500円)	支給人数(1,500円)	
17		3,261	2,454	807	85,358,000円
18		3,330	2,492	838	87,064,500円
19		3,459	2,573	886	89,497,000円
20		3,610	2,696	914	94,091,500円
21		3,820	2,834	986	98,157,000円

●心身障害児福祉手当

20歳未満の身体障害者手帳1級から4級、療育手帳㊤1からB2の方に手当を支給しています。(身体障害者手帳1級から3級及び療育手帳㊤1からB2は2,500円、身体障害者手帳4級の方は1,500円を支給しています。)

表14 支給明細

年度	区分	支給人数合計	月額		支給総額
			支給人数(2,500円)	支給人数(1,500円)	
17		286	279	7	7,840,500円
18		330	322	8	9,054,000円
19		347	339	8	10,054,500円
20		384	375	9	10,781,000円
21		399	391	8	11,371,500円

●重度心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊤1からA2の方が医療機関等で診療を受けた際に発生した、健康保険適用分の医療費を助成しています。

表15 支給明細(「支給額」の単位は～円)

年度	国保		社保		後期高齢		合計	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
17	32,290	138,530,003	10,886	51,494,087			43,176	190,024,090
18	32,714	157,010,265	11,560	62,104,478			44,274	219,114,743
19	30,237	142,570,690	10,495	61,620,828			40,732	204,191,518
20	11,811	65,810,825	7,629	42,989,235	22,025	73,055,834	41,465	181,855,894
21	12,552	67,582,839	8,304	45,974,096	21,782	68,198,482	42,638	181,755,417

●難病者援護金

千葉県において定められている、「特定疾患」及び「小児慢性特定疾患」の各制度における受給者証等の交付を受けている方、または八千代市が指定している疾病で医療機関を受診されている方に支給しています。

表 16 支給明細

年度	入院(月)	通院(月)	生活保護受給者	支給総額
17	414	9,697	250	29,787,500円
18	228	4,879	116	28,024,500円
19	401	10,022	209	27,269,000円
20	440	10,546	213	28,778,000円
21	458	11,324	166	30,766,000円

●重度心身障害者介護手当

18歳以上の、居宅で6か月以上寝たきりの身体障害者を介護している方、また療育手帳(㉠1からA2)所持者の保護者に対し支給しています。

表 17 支給明細

年度	支給人数	月額	支給総額
17	97	6,150	6,543,600円
18	88	6,150	6,383,700円
19	86	6,150	6,629,700円
20	93	6,150	7,029,450円
21	104	6,150	7,232,400円

●手話通訳者等の設置・派遣(身体障害者福祉会と連携)

障害のある人の生活相談やコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者等の設置及び派遣を行っています。

表 18 手話通訳者等の設置・派遣の利用状況(単位:件)

区分 \ 年度	17	18	19	20	21
相談(設置)	609	595	501	524	718
訪問(設置)	383	536	533	500	580
訪問(派遣)	363	478	431	451	458
合計	1,355	1,609	1,465	1,475	1,756

●緊急通報システム

急病等の緊急事態が発生したときに素早い連絡体制で安全を確保するため、ひとり暮らしの重度身体障害者に対し、緊急通報システムを設置しています。

表 19 設置数（単位：台）

区分	年度	17	18	19	20	21
設置数		10	10	10	10	11

●障害児の通学・通園状況

保育園等への保育士（指導員・教職員）の配置や保育士（指導員・教職員）の障害児保育に関する研修などを通じて、保育園等における障害児保育の充実を図っています。

●障害児保育の状況

表 20 保育園に通園している障害児数（単位：人、各年度4月1日現在）

区分	年度	17	18	19	20	21
知的障害児		31	25	22	24	23
身体障害児		1	1	2	2	3

●学童保育の充実

表 21 学童保育を利用している障害児数（単位：人、各年度延べ人数）

区分	年度	17	18	19	20	21
知的障害児		3	12	18	23	18

●就学相談

表 22 就学相談を利用している障害児数（単位：人）

区分	年度	17	18	19	20	21
利用人数		74	79	91	113	114

●地域における防災体制の整備

災害を未然に防ぎ、被害を最小限に食い止めるため、市民が自主的に「自主防災組織」を組織しています。状況は以下の通りです。

表 23 組織数（単位：件）

区分 \ 年度	17	18	19	20	21
組織数	85	89	96	109	117

●災害時協力協定

各種団体や企業等と災害時における救急救護、災害復旧及び物資供給等の協力協定を締結しています。締結状況は下記の通りです。

表 24 八千代市と災害時協力協定を結んでいる団体数（単位：団体）

区分 \ 年度	17	18	19	20	21
団体数	23	27	27	28	29

●福祉施設に対する消防訓練件数

表 25 訓練件数（単位：件）

区分 \ 年度	17	18	19	20	21
消防訓練	87 (43)	99 (41)	122 (52)	124 (41)	134 (45)
福祉施設	5	7	7	6	2

※（ ）内は、消防立会いでの指導件数です。

◇八千代市社会福祉協議会との連携

障害福祉に関する施策においては、八千代市社会福祉協議会と連携して、細かなニーズに対応できるサービスの提供に努めています。

●紙おむつ事業の実施

40歳以上の在宅で寝たきりの身体障害者へ配付しています。

表 26 利用している障害者数（単位：人）

区分 \ 年度	17	18	19	20	21
利用者	322	327	313	327	351

●ボランティアの養成

ボランティア活動推進のため、ボランティアセンターの機能を十分に活用しながら、ボランティア活動の場の提供と養成に努めるための各種ボランティア講座を開催しています。

◆ 講座の名称と、実施回数・参加者数

- H17年度 子育て支援講座（8回開催、15人参加）
- H18年度 移送サービス講座（2回開催、20人参加）
- H19年度 シニアボランティア講座（1回開催、53人参加）
- H20年度 初級ボランティア講座（3回開催、20人参加）
- H21年度 いきいきシニアライフ講座（1回開催、80人参加）

●相談事業

多様なニーズに対応できるよう、法律相談・心配ごと相談・権利擁護相談を行い、各関係機関と協力・連携を図りながら、充実した相談事業を展開しています。

表 27 利用している障害者数（単位：人）

区分 \ 年度	17	18	19	20	21
法律相談	76	74	55	63	58
心配ごと相談	132	97	92	115	132
権利擁護相談	378	297	157	194	169

●おもちゃの図書館

障害のある子もない子も、世代を超えたたくさんの方々が、おもちゃを通じて心のふれあいができる場を提供しています。

表 28 利用している障害者児数（単位：人）

区分 \ 年度	17	18	19	20	21
障害児数	48	39	24	28	34
利用者世帯数	786	333	196	252	269

●コーヒーと音楽の集い

障害のある・なしに関係なく、お互いに理解し、支え合う関係をつくる場を提供しています。

H20年6月…事業開始（H21年度は、途中からインフルエンザによる休止がありました。）

表 29 利用している障害者児数（単位：人）

区分 \ 年度	20	21
利用人数	1,178	735

3. 市内施設のバリアフリー化

市内の各施設に、障害のあるなしにかかわらず利用しやすい環境づくりを目指して建設や改修の時期に合わせてバリアフリー化を行うなど、実行できる部分から改修を進めています。

◇公共施設の新設や改修

●総合生涯学習プラザの開設

平成19年4月に開設した総合生涯学習プラザでは、障害者用駐車スペース、スロープ、多機能トイレ、身障者用更衣室（プール）・トイレ・シャワー、エレベーター、点字表示の手すり、磁気誘導ループを設置しました。

●市民活動サポートセンター移設事業

市民活動サポートセンターの移設にあたり、床面段差の除去や、障害者用スロープの設置、多機能トイレの設置を実施しました。

●市庁舎内の整備

市庁舎の旧館と新館に点字表示の手すりを設置し、障害者支援課には、音声・拡大読書機「よむべえ」を導入。障害者福祉センターにはSPコードによる活字文書読上げ装置「スピーチオ」を導入しました。

●八千代市営霊園のバリアフリー化

八千代市営霊園の建設にあたり、多機能トイレを設置し、合葬式墓地へ車いす用の昇降機を設置しました。

●消防本部・中央消防署庁舎のバリアフリー化

消防本部・中央消防署庁舎の建設にあわせ、誘導ブロック、スロープ、エレベーターを設置しました。

●大和田図書館のトイレ改修

大和田図書館のトイレについて、車いすの方にも利用いただけるよう改修工事を行いました。

●施設の改修

市内公共施設および大型ショッピング店等、障害のある人に配慮した設計や、改修を行っています。

表 30 市内の施設改修状況（○＝設置済、×＝未設置、―＝該当なし）（平成 22 年 4 月 1 日現在）

名 称	住 所	車いす用 トイレ	オストメイト用 トイレ	障害者用 駐車スペース	車いす用 エレベーター	エスカレ ーター
東葉高速線 八千代緑が丘駅	緑が丘 1-1104-3	○	パウチしびん 洗浄水洗式	―	×	○
八千代中央駅	ゆりのき台 1-38	○	パウチしびん 洗浄水洗式	―	○	○
村上駅	村上南 1-8-1	○	パウチしびん 洗浄水洗式	―	×	○
勝田台駅	村上 4503-24	○	パウチしびん 洗浄水洗式	―	○	○
京成線 勝田台駅	勝田台 1-8-1	○	パウチしびん 洗浄水洗式	―	×	○
八千代台駅	八千代台北 1-10	○	パウチしびん 洗浄水洗式	―	○	○
八千代市役所	大和田新田 312-5	○	×	○	○	×
東南公共センター	八千代台南 1-11-6	○	×	○	○	×
東南支所	八千代台東 1-17-1	○	×	×	―	―
勝田台文化プラザ(支所・図書館)	勝田台 2-5-1	○	×	○	○	×
勝田台公民館	勝田 735-7	○	×	○	×	×
睦連絡所・公民館	島田台 756	○	×	×	×	×
緑が丘図書館・公民館	緑が丘 3-1-7	○	温水対応 汚物流し台付	○	○	×
福祉センター	大和田新田 312-5	○	シャワー付水洗 フル規格	○	○	×
保健センター	ゆりのき台 2-10	○	×	○	○	×
ふれあいプラザ	上高野 640-2	○	シャワー付水洗 フル規格	○	○	×
市民体育館	萱田 1220	○	×	○	○	×
総合運動公園	萱田町 253 ほか	○	×	×	―	―

名 称	住 所	車いす用 トイレ	オストメイト用 トイレ	障害者用 駐車スペース	車いす用 エレベーター	エスカレ ーター
市民会館	萱田町 728	○	×	○	※車いす 用階段昇 降機有	×
郷土資料館	村上 1170-2	○	×	○	—	—
ふるさとステーション	米本 4905-1	○	×	○	—	—
市民活動サポートセンター	ゆりのき台 5-30-6	○	×	×	—	—
消防本部	大和田新田 186	○	シャワー付水洗 フル規格	○	○	×
総合生涯学習プラザ	ゆりのき台 3-7-3	○	シャワー付水洗 フル規格	○	○	×
障害者福祉センター	ゆりのき台 2-10	○	シャワー付水洗 フル規格	○	—	—
市営霊園 管理棟	小池 1521-1	○	シャワー付水洗 フル規格	○	—	—
市営霊園 合葬式墓地棟	小池 1521-1	○	シャワー付水洗 フル規格	○	×	※車いす 用階段昇 降機有
八千代郵便局	ゆりのき台 1-1-1	○	×	○	○	×
八千代警察署	萱田町 681-39	○	×	○	×	×
セントマーガレット病院	上高野 450	○	×	○	○	×
勝田台病院	勝田 622-2	○	×	○	○	×
東京女子医科大学 八千代医療センター	大和田新田 477-96	○	シャワー付水洗	○	○	○
島田台病院	島田台 887-7	○	×	○	○	×
マルエツ八千代中央駅前店	ゆりのき台 3-1-6	○	×	○	—	—
マルエイ八千代店	大和田新田 72-2	○	×	○	○	○
イズミヤ八千代店	村上 1245	○	×	○	○	○
イトーヨーカドー八千代店※	村上南 1-4-1	○	×	○	○	○
フルルガーデン八千代	村上南 1-4-1	○	×	○	○	○

名 称	住 所	車いす用 トイレ	オストメイト用 トイレ	障害者用 駐車スペース	車いす用 エレベーター	エスカレ ーター
ユアエルム八千代台店	八千代台東 1-1-10	○	シャワー付水洗	○	○	○
イオン 八千代緑が丘ショッピングセンター	緑が丘 2-1-3	○	シャワー付水洗	○	○	○
ヨークマート勝田台店※	勝田台 1-33-1	○	×	○	—	—
ヨークマート緑が丘店※	緑が丘 1-3-9	○	×	○	×	×
ヨークマート八千代台店※	八千代台北 10-24-1	○	シャワー付水洗	○	○	—
コープ 八千代店	大和田新田 410-1	○	×	○	—	—
ジョイフル本田 八千代店	村上 2723-1	○	×	○	○	—
アテイン勝田台ホール	下市場 1-3-16	○	シャワー付水洗	○	—	—

※ イトーヨーカドー八千代店・ヨークマート各店舗の入口には、目の不自由な方や手伝いを必要とする方のために専用の係員を呼ぶ事ができる機械が設置されています。

●学校施設の改善

市内学校施設を改修し、障害者用スロープの設置、トイレの改修等を行いました。

表 31 市内の施設改修状況 (○=設置)

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

年度	学校名	スロープ 設置	点字ブロック 設置	障害者用 トイレ設置	トイレ 改修	手摺設置
10	新木戸小学校 (校舎)	○	○	○		
	阿蘇中学校 (屋内運動場)	○	○	○		
11	八千代台西小学校 (校舎)	○			○	
	大和田南小学校 (校舎)				○	
12	勝田台南小学校 (校舎)			○		○
	八千代台東第二小学校 (校舎)	○	○			
13	村上小学校 (屋内運動場)	○				
	萱田小学校 (校舎)	○	○	○		

年度	学校名	スロープ 設置	点字ブロック 設置	障害者用 トイレ設置	トイレ 改修	手摺設置
14	新木戸小学校 (校舎)	○	○	○		
15	睦小学校 (屋内運動場)	○				
	大和田西小学校 (校舎)	○	○	○		
16	萱田小学校 (校舎)	○	○	○		
17	阿蘇中学校 (校舎)				○	
20	大和田南小学校 (屋内運動場)	○				
	八千代中学校 (校舎)	○		○		
	勝田台中学校 (屋内運動場)				○	
	大和田中学校 (屋内運動場)	○	○	○	○	○
	高津中学校 (校舎)					○
	高津中学校 (屋内運動場)					○
21	勝田台小学校 (屋内運動場)				○	
	米本小学校 (屋内運動場)				○	
	村上北小学校 (校舎)			○		
22	村上北小学校 (校舎)	○				
	勝田台中学校 (校舎)			○		
	緑が丘小学校 (新設)			○		○

※ 新木戸小学校と緑が丘小学校にはエレベーターが設置されています。

◇交通機関等の改修

●ノンステップバスの整備

市内を運行する乗合事業者がノンステップバスを整備する際、補助金を交付し、支援を行いました。

表 32 ノンステップバスに対する補助金交付の台数（単位：台）

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
5	5	1

●駅のバリアフリー施設整備

市内を走る京成線、東葉高速線の下記駅に、エレベーター設置の支援を行いました。

【実施概要】

平成 18 年度 八千代中央駅

平成 22 年度 京成八千代台駅、勝田台駅、東葉勝田台駅、八千代緑が丘駅